

奨学金支給規程

公益財団法人 岩城留学生奨学会

奨学金支給規程

(奨学生の資格)

第1条 本会奨学金の支給を受ける者は、次に掲げるいずれかの資格を有しなければならない。
ただし、日本政府（自治体を含む）または他の財団等からの奨学金の支給を受けている者は除く。

- (1) アジア諸国の出身者であって、日本国の大学院において学生、または研究生として医学、薬学、化学等の勉学、研究のため留学中の者。
- (2) アジア諸国の出身者であって、医学、薬学、化学等の勉学、研究のため日本国内の大学院に留学を希望し、日本国に入国できることが可能な者。

(奨学金の支給金額)

第2条 奨学金の額は月額10万円とする。

(奨学金の支給期間)

第3条 奨学金を支給する期間は原則として2ヶ年とする。

(奨学金の交付)

第4条 奨学金は原則毎月一定の日に、直接本人に交付する。ただし、諸事情を考慮し、2ヶ月または3ヶ月に一度の交付とすることができる。

(支給金額の変更)

第5条 受給者に特別な事情が生じたときは、支給金額を変更することができる。

(応募手続き)

第6条 奨学金の受給を希望する者は、次の書類を本会理事長に提出しなければならない。

- (1) 奨学金受給申請書
- (2) 指導教授の推薦書
- (3) 日本国の大学院の成績証明書又は入学許可書
- (4) 在留カードの表および裏面の写し
- (5) その他必要とする書類

(奨学生の決定)

第7条 奨学生は、前条の出願者の中から選考審査委員会を経て、翌年3月中旬までに本会の理事長が決定する。

(奨学生の義務)

第8条 (1) 奨学生は休学、復学、転学又は退学したとき、3ヶ月以上欠席したとき、又は身分、

住所その他重要事項に異動があったときは遅滞なくその旨を本会に届けなければならない。

- (2) 奨学生は本会に出向くように要請があったときは、特別な事由がない場合これに応じなければならない。
- (3) 奨学生は毎年 10 月に学習報告書を本会に提出し、本会の主催する研究発表会に出席しなければならない。報告書記載方法は別に定める。

(奨学金の休止、停止及び期間の短縮)

- 第 9 条 (1) 奨学生が休学し、又は 3 ヶ月以上欠席したときは、奨学金の支給を休止又は支給期間を短縮することができる。
- (2) 学業又は性行等の状況により、奨学生としての適性を欠くと認められたときは奨学金の支給を停止することができる。

(奨学金の復活)

- 第 10 条 前条(1)項により奨学金の支給を休止又は期間を短縮された者について、その事由が止んだと認められたときは、奨学金の支給を復活することができる。

(奨学金の廃止)

- 第 11 条 奨学生が次の(1)から(5)までのいずれかに該当すると認められたときは奨学金の支給を廃止することができる。
- (1) 本会への提出書類の記載事項に虚偽が発見されたとき。
 - (2) 大学において懲戒処分を受け、又は成業の見込みがないと判断されたとき。
 - (3) 退学したとき。
 - (4) 第 8 条の履行を故意に怠ったとき。
 - (5) その他奨学生としての資格を失ったとき。

(転 学)

- 第 12 条 奨学生が転学したときは、特別な事情があると認められる場合を除き、奨学金を辞退したものと見なす。

(奨学金の返納)

- 第 13 条 奨学金の交付の前後において、第 9 条又は第 11 条の事由が生じていたことが判明した場合は、既に交付した奨学金の全部又は一部を返納させることができる。

附 則

(施行)

- この規程は、平成 22 年 11 月 1 日から施行するものとする。

公益財団法人 岩城留学生奨学会 設立の経緯

戦後幾多の困難期を経て我が国は、諸方面に目覚ましい発展を遂げておりますが、今後さらに重要なことは、国際社会においてますます相互に理解を深め、友好の中にもどもの発展を図ることと思います。

特に近接しているアジア諸国と今後一層の理解を深めるために、文化教育の交流は、極めて重要であると信じます。

この中でも科学技術の進展、とりわけ医学、薬学、有機化学の研究の推進がアジア地域における課題の一つであります。我が国はかつて欧米諸国から多くの知識技能を学び、今日では国際社会のリーダーと呼ばれるまでに発展することができました。

これからは、アジア地域諸国に対し日本の知識技能を供与することが、我が国の重要な役割であると思います。

これら諸国よりの留学生に対する奨学援助は、従来も政府においては力強い財政的支援を行っておりますが、民間においてもさらにきめ細かな援助を行い、ささやかながらこれら諸国との友好親善に寄与いたしたいことが、永年の懸案でありました。父祖より継承いたしております会社が、昭和59年に創業70周年を迎えましたので、これを記念して本財団の設立を企画いたしました所、幸いに昭和60年3月11日付けで文部大臣（現在、文部科学大臣）より財団法人岩城留学生奨学会の設立を許可されましたので、毎年奨学生募集をすることになった次第であります。

なお、平成20年12月1日に施行された新公益法人制度改革に伴い、内閣府より公益財団法人への移行認定を受け、「公益財団法人岩城留学生奨学会」として平成22年11月1日に移行登記致しました。

申 請 書

公益財団法人 岩城留学生奨学会 殿

フリガナ 氏 名					男 女
国 籍		生年月日	年	月	日 歳
住 所	国内	〒			
	母国	TEL	E-mail		
在学大学	大学大学院			課程	年
学歴 及び 経歴	母国での最終修了校とその年月日、およびその後の簡単な経歴				
推 薦 文 (別紙添付可)					
指導教授の所属・氏名					㊦
<p>上記申請者は本大学において書類並びに面接により選考した結果、貴会の奨学生として適当と認めたので、貴会奨学生として採用されたく上記推薦文とともに申し込みます。</p> <p style="text-align: right;">令和 年 月 日</p> <p>大学名</p> <p>学長（又は学部長）</p> <p style="text-align: right;">㊦</p>					

調 査 票

年 月 日

氏 名 _____

1. 家族の状況及び所在について

父 母の所在地（都市名） _____

夫妻子の所在地（都市名） _____

2. 収入について

1ヶ月の総収入 _____ 円

収入の内訳 : 家族などからの仕送り _____ 円

アルバイト _____ 円

他の奨学金 _____ 円

財団名 _____

受給開始 年 月 日

終了予定 年 月 日

その他の収入 _____ 円

3. 住居について

種 類 寮 アパート 持ち家 その他（ ）

月額借料 _____ 円

同居人の数及び関係 _____

4. 入国の時期 _____ 年 _____ 月

5. 離日の予定時期 _____ 年 _____ 月 （一時帰国を除く）

